

新潟市立義務教育諸学校における通級による指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく通級による指導の実施及び第141条の規定に基づき他校通級による指導を行う場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(通級の指導による定義)

第2条 通級による指導とは、義務教育諸学校（市立中等教育学校の後期課程を除く）の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒で、障がいの状態の改善又は克服を目的とした指導が必要な者（以下「通級児童生徒」という。）に対して、小・中学校における特別の指導の場（以下「通級指導教室」という。）又は、公立特別支援学校で行う特別の教育課程による指導をいう。

(対象児童生徒)

第3条 前条に規定する通級児童生徒とは、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等がある児童生徒をいう。この場合において、その具体的な判断は、平成18年3月31日付け17文科初第1178号初等中等教育局長通知「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」及び平成25年10月4日付け25文科初第756号、文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」に定めるところによるものとする。

(通級指導教室の設置)

第4条 通級指導教室の設置については、別に定める「通級指導教室設置要領」によるものとする。

(通級による指導の形態)

第5条 通級による指導の形態は、次によるものとする。

- (1) 自校（小・中学校）に設置されている通級指導教室での指導
- (2) 新潟市内における他の小・中学校に設置されている通級指導教室での指導
- (3) 他の市町村の小・中学校に設置されている通級指導教室での指導
- (4) 公立特別支援学校での通級による指導

第6条 通級指導教室設置校（以下「通級校」という。）の校長は、前条の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は、通級による指導の担当教員（以下「通級担当教員」という。）を、市教育委員会が、通級による指導の実施校として認めた他の小・中学校へ派遣して指導させる（以下、「巡回指導」という。）ことができるものとする。

2 前項の規定により巡回指導を行う通級担当教員は、通級による指導の兼務発令を受けて

業務に従事するものとする。

(通級による指導の実施)

第7条 通級による指導は、別に定める「通級による指導実施要領」により実施するものとする。(P9～13)

2 通級児童生徒の教育判断結果及び入級・退級・中止に係る文書については、新潟市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)が管理するものとする。

(教育課程)

第8条 通級による指導は、学校教育法施行規則第140条に規定する特別の教育課程(以下「特別の教育課程」という。)によるものとする。

第9条 県立特別支援学校が設置する通級指導教室に通級する児童生徒に係る特別の教育課程を、市教育委員会は、年度当初から通級による指導を受ける児童生徒及び継続して通級による指導を受ける児童生徒については4月末日までに、年度途中から通級による指導を受ける児童生徒については、あらかじめ県教育委員会へ届け出なければならないものとする。

第10条 在籍校の校長は、通級児童生徒に係る特別の指導を、在籍校における当該児童生徒の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする

第11条 在籍校の校長は、通級児童生徒が、他の小・中学校の通級指導教室又は公立特別支援学校において受けた授業を、在籍校における特別の教育課程に係る授業とみなすことができるものとする。

(指導内容・指導時数)

第12条 通級による指導は、障がいの状態の改善又は克服を目的とするもののほか、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための指導(以下「補充指導」という。)を行うことができるものとする。

第13条 特別の指導の授業時数は、年間35単位時間(週1時間)から280単位時間(週8時間)までを標準とする。また、学習障がい者及び注意欠陥多動性障がい者については、年間10単位時間(月1時間)から280単位時間(週8時間)までを標準とする。

2 通級児童生徒に係る週当たり授業時数は、当該児童生徒の障がいの状態を十分考慮して負担が過重にならないように配慮するものとする。

(運営計画)

第14条 通級指導教室を設置する教育委員会及び通級による指導を実施する市立特別支援学校を設置する教育委員会(以下、「通級校教育委員会」という。)は、年度当初において、通級による指導実施教室の運営計画を県教育委員会に届け出るものとする。(様式第20号)(P20～22)

(指導要録)

第15条 在籍校の校長は、通級児童生徒に係る指導要録を管理するものとする。この場合において、他の学校において通級による指導を受けている場合は、通級による指導実施学校における指導の記録等に基づいて必要事項を記載するものとする。

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、別に実施要領を定める。(P6～8)

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

平成29年4月1日一部改訂

平成30年4月1日一部改訂